

平成 30 年 11 月 13 日

会 員 薬 局 各 位

(一社) 姫 路 薬 剤 師 会

会 長 浦 上 文 男

医保-30-03 医療保険部 池 口 由 美

【保健所の立ち入り指導・監査について】

平素は、本会の会務運営にご協力賜り厚くお礼申し上げます。

姫路市保健所の薬局への立ち入り指導監査についてお知らせします。

無資格者調剤、偽薬の流通、営利目的での向精神薬の販売等が発生し、保健所と薬務課の監査指導員による薬局への立ち入り監査・指導が実施されています。

会員薬局におかれましては、今一度、関係法規・関係法令・通知等に準じた管理がなされているか、未更新のものはないか等の確認をしてください。

以下、特に指導を受けている事項について紹介します。

- ・ 掲示物 (正しく更新されているか)

(兵庫県薬剤師会の HP で薬局関連、保険薬局関連の掲示物一覧を確認してください)

- ・ 業務手順書の更新

例) 薬剤師不在時間の有無に関する届出をしている薬局は対応の追記

偽薬医薬品への対応など業務手順に盛り込むべき事項の追記 ほか

- ・ 管理記録簿の記載内容 (研修実施記録、冷所の管理状況の記録ほか)

- ・ 医薬品譲受の記録

他薬局 (同系列の支店も含む) への医薬品譲渡・譲受の記録は厳しく監査されます。譲受のあった日時・担当者・薬品名・規格・ロット・期限・数量 (卸伝票に沿っていけば問題ないと思われます) を記録して下さい。

この際、小分けに当たる場合には、(包装を開封しての譲受) 開封者と開封日の記録を求められています。

- ・ 医薬品の廃棄記録 (調剤ロスや期限切れ廃棄など)

日時・担当者・薬品名・規格・ロット・期限・数量・廃棄理由の記録を求められています。レセコンでの管理は必要事項が入っていれば問題ありません。

上記のほか、資格者と無資格者の区別がつくよう整備されているか (名札は必須)、一般用医薬品の販売は適正か (販売場所・陳列内容・販売記録など)、麻薬・向精神薬・覚せい剤原料・毒薬などの管理状況 (管理記録の内容も含む) 等々、薬局・保険薬局の管理運営に必要な内容は監査指導の内容に含まれています。

情報提供させていただきますのでご確認をお願いします。

以上